令和３年 11 月２日

保護者 各位

北海道檜山北高等学校長　佐　藤　　健

新型コロナウイルス感染症対策に係る出席停止の取扱いについて

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、北海道が、全道域で警戒ステージを「１」に移行することから、全ての道立高校においては、国が作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、11 月１日から「出席停止」の取扱いが次のとおりとなりますので、お知らせいたします。保護者のみなさまにおかれましては、感染拡大防止に向けて、毎日の健康観察やマスク着用等の基本的な感染対策の徹底につきまして、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　「出席停止」の取扱いとなる場合

(1)生徒に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状等がある場合には、症状がなくなるまで自宅で休養させるようお願い申し上げます。「出席停止」の扱いとなります。

(2)生徒が PCR 検査または抗原検査を受けることになった場合は、検査結果が判明するまでの間「出席停止」の扱いとなります。(※民間検査や保険適応外の検査は除く)

(3)生徒が濃厚接触者に特定された場合は、保健所が指定する健康観察期間(14 日間)の「出席停止」の扱いとなります。

(4)生徒の感染が判明した場合は、治癒するまでの間「出席停止」の扱いとなります。

２　同居するご家族に風邪症状等がある場合について

(1)「ステージ１」へ移行するに伴い、同居するご家族に風邪症状等がある場合は、「感染症による出席停止」には当たりません。ただし、これまで通り同居のご家族に風邪症状などがある場合は、お子さんの登校について各ご家庭で慎重に判断いただいた上で、感染が不安で休ませたい場合は学校にご相談ください。合理的な理由があると判断される場合は、欠席とはなりません。

３　その他

(1)学校での感染拡大を防止するためには、感染が判明した後の迅速な対応（臨時休業等）が必要になります。次のような場合、速やかに学校へ連絡をお願いします。

ア　生徒又は同居家族の方が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ　生徒又は同居家族の方が、濃厚接触者に特定された場合

ウ　生徒がＰＣＲ検査又は抗原検査を受けることになった場合（受けた場合も含む）

(2)裏面、道教委リーフレット「保護者の皆様へ Ver. ９」もご覧おきください。